

医師少数スポットの考え方

1 医師確保計画策定ガイドライン等

- ・局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」して定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるものとする。
- ・ただし、多くの地域が医師少数スポットとして設定され、真に医師の確保が必要な地域において十分な医師が確保できないという状況は改正法の趣旨を没却するものであるため、医師少数スポットの設定は慎重に行う必要がある。

設定が適切な例	<ul style="list-style-type: none">・へき地診療所が設置されていても、継続的な医師の確保が困難である場合で、他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている地域 <p>※無医地区^{※1}や島しょ、半島等の医師が少なくかつ医療機関へのアクセスに大きな制限がある地区を想定</p>
設定が不適切な例	<ul style="list-style-type: none">・既に巡回診療の取組が行われ、地域の医療ニーズに対して安定して医療が提供されている地域・特定の医療機関を指定すること・全ての無医地区・準無医地区を無条件に設定すること

※1：以下の条件を満たす地区

- ・医療機関がない／半径4kmの区域内に50人以上^{*}が居住／容易に医療機関を利用することできない（49人以下の場合、無医地区に準じる地区とする）

2 医師少数スポットを設定する上での基本的な考え方

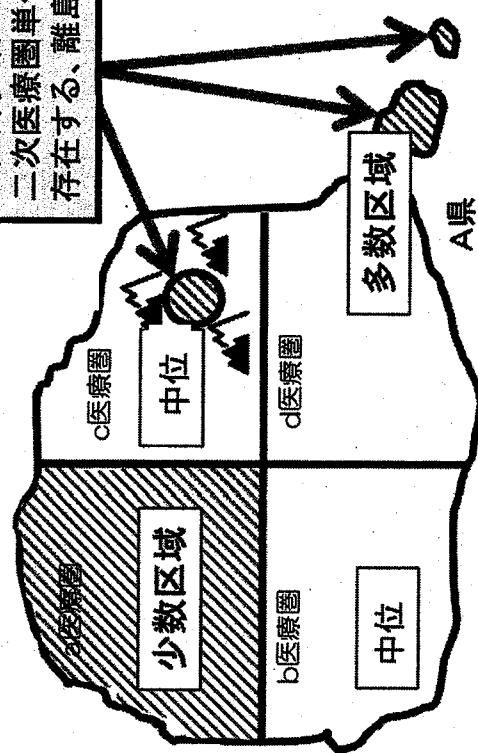
- ・本県において、医師少数スポットの設定を考える上で、斟酌すべき事情（条件）には、どのようなものあるか
- ・仮に少数スポットを設定するとして、その地域に対し、どのような対策が考えられるか

医師少數スポットの設定について

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、医師少數区域に該当しない二次医療圏において、局所的に医師が少ない地域を「医師少數スポット」として定め、医師少數区域（地域枠医師が4年間勤務）と同様に取り扱うことができる ・医師少數スポットの範囲については、「二次医療圏よりも小さい地域」 ・必要以上に少數スポットを設定することにより、真に医師の確保が必要な地域において十分な医師が確保できないという状況は改正法の趣旨にそぐわないため、医師少數スポットの設定は慎重に行う必要がある
<考え方> (国)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な医師の確保が困難で医療機関へのアクセスに大きな制限がある地区が適切である（巡回診療による対応等でも可）
<考え方> (県)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の配置や医師本人のキャリア形成の観点からすれば、地域枠等の医師の配置が可能である病院が存する地域が適切である

＜医師少數スポット＞
二次医療圏単位では医師少數区域に該当しない圏域内に存在する、離島や山間部等のべき地など

＜イメージ＞



出典：第24回医師需給分科会
(H30.11.28)
資料を事務局で改変

<参考>医師少数区域について

(1) 医師確保計画策定ガイドライン

- ・各都道府県において、医師偏在の状況等に応じた実効的な医師確保対策を進められるよう、医師偏在指標を用いて医師少数区域及び医師多数区域を設定し、これらの区域分類に応じて具体的な医師確保対策を実施
- ・医師少数区域及び医師多数区域は二次医療圏単位における分類を指す
- ・医師偏在指標の上位33.3%を医師多数区域及び医師多数都道府県の、下位33.3%を医師少数区域及び医師少数都道府県の設定の基準とする
- ・医師少数区域に該当する二次医療圏であっても、近隣の二次医療圏の医療機関において当該二次医療圏の住民の医療を提供することとされている場合、二次医療圏の設定を見直すことが適切。見直しが困難な場合については、当該二次医療圏を医師少数区域として設定しないことも可能
- ・医師偏在指標上、医師少数区域に該当しない二次医療圏を医師少数区域として設定すること等は認められない。

(2) 本県の医師偏在指標の状況

○静岡県：医師少数県（39位）

○本県の二次医療圏の状況

厚生労働省事務連絡（4/1）※1	
医師 多数区域 (上位33.3%)	西 部(71位、239.0) 静 岡(99位、209.0) 【柏屋（福岡県）(112位、201.2)】※2
(中位33.3%)※3	駿東田方(130位、192.7) 熱海伊東(187位、172.1) 志太榛原(193位、170.1)
医師 少数区域 (下位33.3%)	【八戸地域（青森県）(224位、162.2)】 中 東 遠(230位、160.5) 富 士(256位、150.4) 賀 茂(330位、110.0)

※1：平成31年3月1日に公表された「平成29年患者調査」の内容を反映

※2：【 】内は、上位の最低値及び下位の最高値

※3：必要に応じ、医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域からの医師の確保が可能

